

(7) 資本金別法人数に関する調

区 分 資本金別		分割法人						小計 ①+② ③
		利益法人			欠損法人			
		2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②	
300万円未満		15	4	19	28	3	31	50
300万円以上	1,000万円未満	31	10	41	54	11	65	106
	1,000万円	61	28	89	51	26	77	166
1,000万円超	5,000万円未満	85	53	138	44	14	58	196
5,000万円以上	1億円未満	35	37	72	16	15	31	103
	1億円	4	8	12	2	2	4	16
1億円超	10億円未満	6	18	24	1	1	2	26
	10億円	0	0	0	0	0	0	0
10億円超	50億円未満	1	9	10	0	0	0	10
	50億円	0	0	0	0	0	0	0
50億円超	100億円未満	0	2	2	0	1	1	3
100億円以上		0	2	2	0	1	1	3
		238	171	409	196	74	270	679

- (注) 1 この調は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、当該事業年度までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税の法人を除く。)について確定申告の段階で作成した。
- 2 上期または下期のいずれかに利益がある場合には利益法人とし、上期および下期ともに欠損の場合には欠損法人とした。
なお、不申告法人か否かについても、上期または下期のいずれかに申告があれば不申告法人とはせず、上期および下期ともに不申告である場合に不申告法人とした。
不申告法人について、上期または下期のいずれか、または上期および下期とも決定があったときは、不申告の欄に記載していない。
- 3 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
- 4 分割法人については、当該法人の主たる事務所又は事業所が県内に所在するものについて記載した。

県内法人			合計			その他			
利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤ ⑥	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	小計 ③+⑥	不申告 法人	休業中 の法人	清算中 の法人	所在不明 法人
897	1,666	2,563	916	1,697	2,613	156	138	70	0
2,438	4,366	6,804	2,479	4,431	6,910	173	227	191	2
1,440	2,270	3,710	1,529	2,347	3,876	51	74	150	0
912	814	1,726	1,050	872	1,922	17	30	37	0
144	136	280	216	167	383	2	3	3	0
13	15	28	25	19	44	0	0	0	0
27	10	37	51	12	63	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	4	6	12	4	16	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	1	3	0	0	0	0
0	0	0	2	1	3	0	0	0	0
5,873	9,281	15,154	6,282	9,551	15,833	399	473	451	2